

2011年2月10日
塩ビ工業・環境協会

水質汚濁防止法地下浸透規制における塩化ビニルモノマーの追加について

本日開催された、中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会にて、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目として、塩化ビニルモノマーを含む3物質を追加すべきとの報告が出されました。

地下水中において、塩化ビニルモノマーが検出される事例がありますが、いずれもトリクロロエチレン等の分解生成物であり、工業的に製造・使用されているものとは無関係です。その意味で、「塩化ビニルモノマー」ではなく、正式名称である「クロロエテン」を使用すべき案件です。

ちなみに、塩化ビニルモノマー(クロロエテン)は、沸点がマイナス13度と極めて低く、常温では気体です。水にはほとんどとけません。また、液体状態であっても比重は水よりも軽いため、沈むことはありません。

工業プロセスでは厳密に管理されていますし、万が一放出されても、気体として大気中に放散されてしまいます。また、塩化ビニルモノマーを扱う事業所はすべて臨海に位置し、工場周辺の公共用水域で、これまで、指針値を超過するレベルの塩化ビニルモノマーが検出されたことはありません。

これらを総合すれば、一部の地下水中で検出されている「クロロエテン」が工業プロセスで製造・使用されている「塩化ビニルモノマー」と何ら関係がないことをおわかりいただけたと思います。事実、本日、専門家委員会において承認された報告書案においては、**「塩化ビニルモノマーを製造等する工場・事業場からの地下浸透による地下水汚染事例は確認されていない」**ことが明記されています。

従って、今回の項目追加は、現実の因果関係に基づくものではなく、地下水中において検出された化学物質を機械的に加えたものと理解しております。弊業界としては、従来通り、保安、環境基準等の遵守に努めて参ります。